

政党交付金（特定交付金）交付決定（変更）通知書

政党（政治団体）の名称		
主たる事務所の所在地		
政党交付金（特定交付金）の額		円
基準日現在において算定された 政党助成法第8条第1項の額		円
選挙基準日現在において算定された 政党助成法第8条第1項の額		円
政党交付金(特定交付金)の内訳	4月分	円
	7月分	円
	10月分	円
	12月分	円

令和 年 の貴政党（貴政治団体）に対して交付すべき政党交付金（特定交付金）の額を上記のとおり決定（変更）したので、政党助成法第10条第3項（政党助成法第23条第8項及び第27条第6項）の規定により通知します。

令和 年 月 日

政党（政治団体）の名称  
代表者の氏名 殿

総務大臣（氏名） 印